

杵築速見消防組合職員を募集します

📍杵築速見消防組合消防本部 総務課 ☎0978-62-4334

職種	採用予定数	受験資格
消防職員	5人程度 (救急救命士 取得者含む)	▶ 平成2年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた人 ▶ 採用後、管内(杵築市・日出町)に居住できる人 ▶ 身体条件…視力两眼とも0.5以上、または矯正視力が1.0以上で、聴力・色覚・四肢いずれも正常人 ▶ 免許…自動車運転免許(AT限定除く)を取得している人または採用時まで取得見込みの人

※採用予定者数は変更になることがあります。成績が基準点に達する人がいない場合は、採用しないことがあります。

※日本国籍を有しない人、地方公務員法第16条に該当する人は受験することができません。

【試験案内】

杵築市役所、日出町役場、杵築消防署、日出消防署、山香出張所で配布しています。(採用試験申込書は組合ホームページでも入手できます。)

【受付期間】

8月10日(月)～9月4日(金)

(土、日曜日を除く8時30分から17時まで)

※郵送の場合は、9月4日までの消印有効です。

【一次試験】

日程:10月18日(日) 会場:宗近中学校

内容:教養試験(高等学校卒業程度の学力を有すること)、体力試験(消防本部で行います)

※第2次試験以降は、第1次試験合格者のみに通知します。

パソコン教室(第3期)受講生募集中!

📍杵築中央公民館 ☎0978-62-2499

杵築中央公民館主催「パソコン教室」の第3期(9・10月度)受講生を募集しています。

各コース共に全6回、9月第1週からの開講予定です。

コース名	曜日	時間	内容
初級	火	19時～21時	初心者向けの基本的な内容
中級①	火	14時～16時	ワード・エクセルとパソコン活用
中級②	木	19時～21時	ワードと写真等のパソコン活用

※申込状況により、内容を変更する場合があります。

【受講料】 3,000円

※別途テキスト代が1,500円必要です。

【定員】 各コース7名

※申込状況により、抽選とする場合があります。

【募集締切】 8月19日(水)

【申込先】 〔講師〕藤原家具マルチメディア事業部
☎090-3600-9774

10月1日(木)から市営住宅の主な業務は大分県住宅供給公社が行ないます

📍建設課 建築・住宅係 ☎0978-62-1811

市が管理する公営住宅の管理業務については管理代行制度へ移行し、主な業務は大分県住宅供給公社が行なうことになります。なお、特定公共賃貸住宅・改良住宅・定住促進住宅についても、指定管理者制度にて一部の業務を大分県住宅供給公社が行ないます。

申込みや届け出の提出、住宅使用料の納付などは、これまでどおり各庁舎でも行なえます。

募集住宅は、「広報きつき」および大分県住宅供給公社のホームページ(<http://www.oita-jkk.jp/>)に掲載します。

【大分県住宅供給公社が行なう主な業務】

入居申込みの受付・審査、公営住宅の入居者の決定、修繕等の維持管理、各種届出書類の受理、公営住宅の各種届出の承認・住宅使用料の徴収

【名称および所在地】

杵築市営住宅管理センター(大分県住宅供給公社)
〒873-0001 杵築市大字杵築377番地1
杵築市役所 1階 建設課内

杵築市職員を募集します

📍総務課 人事給与係 ☎0978-62-1801

職種	採用予定数	受験資格(各職種、すべての要件を満たすこと)
一般事務	若干名	▶ 昭和63年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた人
一般事務 (身体障がい者)	1人	▶ 昭和60年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた人 ▶ 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けている人 ▶ 自力による通勤ができ、かつ介助者なしに職務の遂行が可能である人 ▶ 活字印刷文による出題に対応できる人
土木技師	1人	▶ 昭和63年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた人 ▶ 高等学校もしくは大学で土木課程を専攻し卒業または卒業見込みの人
農業技師	1人	▶ 昭和57年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた人 ▶ 高等学校もしくは大学で農業課程を専攻し卒業または卒業見込みの人
社会福祉士	1人	▶ 昭和57年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた人 ▶ 社会福祉士の資格を有する人(平成28年に免許取得見込みの人を含む)

※採用予定者数は変更になることがあります。成績が基準点に達する人がいない場合は、採用しないことがあります。

※採用後は市内に居住することを原則とします。

※地方公務員法第16条に該当する人は、受験することができません。

【募集要領】

市役所各庁舎、市公式ウェブサイトで入手できます。

【受付期間】

8月10日(月)～9月4日(金)

(土、日曜日を除く8時30分から17時まで)

※郵送の場合は、9月4日までの消印有効です。

【第1次試験】

日程:10月18日(日) 会場:宗近中学校

内容:教養試験(全職種)のほか、専門試験を行う職種があります。

※第2次試験以降の日程等は第1次試験合格者のみに通知します。

「杵築市自治基本条例」って?

vol.3

解説

この条例の中で使われる用語のうち、認識を共通にしておきたい重要な用語について定義しています。

第1号の「市民」については、市内に住所を有する人たちに限らず、市内の企業や学校に通勤や通学する人たち、また、市内で事業を営む人たちや活動する人たちを含んでいます。これは、まちづくりに関する活動には、これらの人たちの協力が不可欠だと考えています。

第3条

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

(1) 市民 市内に住所を有する者、通勤又は通学する者、市内で事業を営み、又は活動する者

(2) 地域 コミュニティ居住や関心を共にする人々の集団又は共同体

(3) 行政 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員等地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の2に定める執行機関

(4) 協働 市民、行政及び議会が、それぞれの違いと特性、社会的役割を踏まえて、共通の目標達成のため、共に取り組むこと。

(5) 参画 責任を持って主体的に関与すること。

第2号の「地域コミュニティ」

については、行政区や地縁団体等の一定の地域に居住する人たちの集団に限らず、住民自治協議会等の地域のまちづくりにおいて重要な役割を果たす団体、様々な地域活動に取り組む団体を含んでいます。これは、住民自治の確立を図るためには、これらの団体が幅広くまちづくりに参加することが重要だと考えているからです。

第3号の「行政」

については、市政運営を執り行う機関として、市長をはじめとして地方自治法に規定される執行機関をその範囲と定めています。

第4号の「協働」

については、市民と行政、議会が、それぞれの違いと特性、社会的役割を踏まえて、共通の目標達成のため、共に取り組むことと定めています。これは、多様化する地域の課題や市民ニーズに対し、行政や議会だけで取り組むことが困難な状況の中、協働は住民自治を推進する上で不可欠な要素となっています。

第5号の「参画」

については、政策等の立案、実施、評価の各段階において、市民が主体的に関わり行動することをいいます。この条例では、参加よりも主体的に市政に関与する意味合いが強い用語として定義しています。

例

各種審議会(男女共同参画審議会、図書館建設委員会等)の委員として、各種政策の立案等に参画します。

05

広報きつき 2015年8月号

04